

一定面積以上の土地取引には、国土利用計画法に基づく

# 届出が必要です！

◀ 届出期限は、契約締結日を含めて**2週間以内**です ▶

⚠ 起算日は、「土地の引き渡し日」や「登記日」ではありません。取引の予約である場合や停止条件、解除条件付き契約の場合も含まれます。

⚠ 個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が下記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要です。



市街化区域内

**2,000**  
㎡以上

市街化区域以外の  
都市計画区域内

**5,000**  
㎡以上

都市計画区域外

**10,000**  
㎡以上

● 届出は、**土地の所在地の市町**が窓口です。

● 届出をしなかった場合は、**罰せられる**ことがあります。



＼詳しくは裏面の市町 又は 広島県にお問合せください／



◀ 国土利用計画法担当課一覧 ▶

団体名	担当課	電話	F A X
広島市	都市整備調整課	082-504-2313	082-504-2529
呉市	都市計画課	0823-25-3359	0823-24-9645
竹原市	都市整備課	0846-22-7749	0846-22-8579
三原市	都市開発課	0848-67-6113	0848-64-6057
尾道市	まちづくり推進課	0848-38-9223	0848-38-9295
福山市	都市計画課	084-928-1092	084-928-1735
府中市	財政課	0847-44-9125	0847-46-3450
三次市	都市建築課	0824-62-6160	0824-62-6166
庄原市	都市整備課	0824-73-1172	0824-73-1147
大竹市	監理課	0827-59-2161	0827-57-7149
東広島市	開発指導課	082-420-0959	082-426-3014
廿日市市	都市計画課	0829-30-9190	0829-31-0999
安芸高田市	管理課	0826-47-1201	0826-47-1206
江田島市	都市整備課	0823-43-1647	0823-57-4434
府中町	都市整備課	082-286-3181	082-286-4022
海田町	まちデザイン課	082-823-9634	082-823-9203
熊野町	都市整備課	082-820-5608	082-854-8009
坂町	都市計画課	082-820-1513	082-820-1523
安芸太田町	総務課	0826-28-2113	0826-28-1622
北広島町	環境生活課	0826-72-7365	0826-72-5242
大崎上島町	企画課	0846-65-3112	0846-65-3198
世羅町	企画課	0847-22-3206	0847-22-2768
神石高原町	建設課	0847-89-3338	0847-85-3394
広島県	環境県民総務課	082-513-2715	082-227-2549